

# 一年原子力規制委員会規則第六号 加工施設の技術基準に関する規則

原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十五号)の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(昭和三十一年法律第二百六十六号) 第十六条の四の規定に基づき、加工施設の技術基準に関する規則を次のように定める。

第二章 細川（第一世～第三世）

## 第一章 総則（第一条—第三条）

## 第二章 安全機能を有する施設（第四条—第二二

第三章 重大事故等对处施役（第二十六条——第十五条）

第三章 重文古文文法語 第二十九條

## 附則 第四章 雜則（第四十條）

(定義) 第一章 總則

**第一条** この規則において使用する用語は、核原  
(定義)

料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する

用語の例による。  
二の規則による、て、次の各号に掲げる用語の

この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

# 一 放射線 核燃料物質の加工の事業に関するる。

規則（昭和四十一年總理府令第三十七号。以下「加工規則」）第一條第二項第一

「一が二規則」といふ。第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。

二 管理区域 加工規則第一條第二項第二号に規定する管理区域をいう。

### 三 周辺監視区域 加工規則第一条第二項第四号二規定する周辺監視区域を、

## 四 放射性廃棄物 加工規則第一条第二項第六号は規定する周辺監視区域をいふ。

号に規定する放射性廃棄物をいう。

設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第一二号。以下「審査許可

力規制委員会規則第十七号以下「事業許可基準規則」という。) 第一条第二項第一号に

規定する設計基準事故をいう。

第二号に規定する安全機能をいう。

七 安全機能を有する施設事業者基準規則  
第一条第二項第三号に規定する安全機能を有

する施設をいう。

八 条第二項第四号に規定する安全上重要な施設をいう。

九 重大事故等対処施設 事業許可基準規則第一条第二項第五号に規定する重大事故等対処設備をいう。

十 重大事故等対処施設 事業許可基準規則第一条第二項第六号に規定する重大事故等対処設備をいう。

十一 多様性 事業許可基準規則第一條第二項第七号に規定する多様性をいう。

(特殊な設計による加工施設)

十二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで加工施設を設置することができる。

十三条 第二十二条の人第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画(同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。)で定める性能維持施設(加工規則第九条の四の二第十号の性能維持施設をいう。)については、次章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。

第二章 安全機能を有する施設

(核燃料物質の臨界防止)

第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(次項において「单一ユニット」という。)において、通常時に予想される機械若しくは器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

五 安全機能を有する施設は、单一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想さ

3 隣界質量以上のウラン（ウラン二三五の量の誤作動又は運転員の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が隣界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間ににおける中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより隣界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。

（安全機能を有する施設の地盤）

第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支擡することができる地盤に設置されたものでなければならない。

（地震による損傷の防止）

第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

3 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（津波による損傷の防止）

第七条 安全機能を有する施設は、基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第二十八条において同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護

2 じられたものでなければならぬ。

安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

（加工施設への人の不法な侵入等の防止）

**第九条** 加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

（閉じ込めの機能）

**第十条** 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」といいう。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するよう設置されたものでなければならぬ。

一 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

二 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。

三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一つ又は二以上を含む物質（以下の條において「プルトニウム等」という。）を





三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。

四 重大事故等に対処するため必要な機能を確認するための検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。

五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。

六 プルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。

七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれがある場合、前項に掲げるも遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

八 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるものほか、共通要因（事業許可基準規則第一条第二項第七号に規定する共通要因をいう。次項において同様）によつて設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。

九 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 常設設備（プルトニウムを取り扱う加工施設と接続されている設備又はプルトニウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができるように、接続部の規格の統一その他適切な措置を講ずること。

二 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（プルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に

据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれがない設備の適切な措置を講ずること。

四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。

六 共通要因によつて、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するため必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するため必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。

（材料及び構造）

第三十一条 重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならぬ。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号（規定については、法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。）の規定によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。

二 容器等の主要な溶接部は、次に掲げるところによるものであること。

（溶接）

一 溶接による割れが生ずるおそれがないこと。

二 不連続で特異な形状でないものであること。

（溶接施工法）

一 適切な強度を有するものであること。

二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確

きたものにより溶接したものであること。

（監視測定設備）

第三十二条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていないなければならない。（臨界事故の拡大を防止するための設備）

第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていないなければならない。（未臨界に移行し、及び未臨界を維持するための設備）

第三十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設は、重大事故が発生した場合において工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられてなければならない。（緊急時対策所）

第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設は、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられないなければならない。（電源設備）

第三十六条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、電源を有する電源が喪失した場合において、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられないなければならない。（電磁的記録媒体による手続）

第三十七条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び

認したものにより溶接したものであること。

（監視測定設備）

第三十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられなければならない。（監視測定設備）

第三十九条 プルトニウムを取り扱う加工施設は、重大事故等が発生した場合において、通信連絡をするための通信機器を設けること。

一 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をするための場所と通信連絡を行つたために必要な設備を設けること。

二 プルトニウムを取り扱う加工施設に必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。（緊急時対策所）

一 重大事故等に対処するための必要な指示を行つたために必要な設備を設けること。

二 プルトニウムを取り扱う加工施設において、通信連絡を行つたために必要な設備を設けること。

（通信連絡を行つたために必要な設備）

第四十条 第二条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び

別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

**附則**  
(施行期日)

**第一条** この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の廃止）

**第二条** 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）
- 二 加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十三号）
- 三 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十九号）

別記様式（第40条関係）

別記様式（第40条関係）

別記様式（第40条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

加工施設の技術基準に関する規則第2条第2項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 3 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 4 該当事項のない欄は、省略すること。